

平成25年(ワ)第696号 原発運転差止め請求事件

原告 辻 義則 外56名

被告 関西電力株式会社

準備書面(87)

(テロ対策・武力攻撃に関する補充)

2022年5月26日

大津地方裁判所民事部合議B口係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井戸 謙一

同 菅 充行

同 高橋 典明

同 吉川 実

同 加納 雄二

同 田島 義久

同 崔 信義

同 定岡 由紀子

同 永芳 明

同 藤木 達郎

同 渡 辺 輝 人

同 高 橋 陽 一

同 関 根 良 平

同 森 内 彩 子

同 杉 田 哲 明

同 石 川 賢 治

同 向 川 さゆり

同 石 田 達 也

同 稲 田 ますみ

弁護士井戸謙一復代理人弁護士 河 合 弘 之

同 甫 守 一 樹

同 池 田 直 樹

同 清 水 脩

同 雪 谷 真里奈

同 関 口 速 人

同 中 川 博 貴

第1 総論

原発のテロ対策については、これまで訴状、準備書面3、11、15、32などにおいて論じてきたところである。

この準備書面では、これまで原発に対する攻撃が脅威であるとして主張してきた事態が、ロシアによるウクライナの原発に対する武力攻撃によって現実化した現状を踏まえ、原発が自国民に向けられた核兵器として存在しており、各原発が武力攻撃に対するリスクについて全く無防備であり、武力攻撃を想定していない新規制基準が不合理な基準であることを論じる。

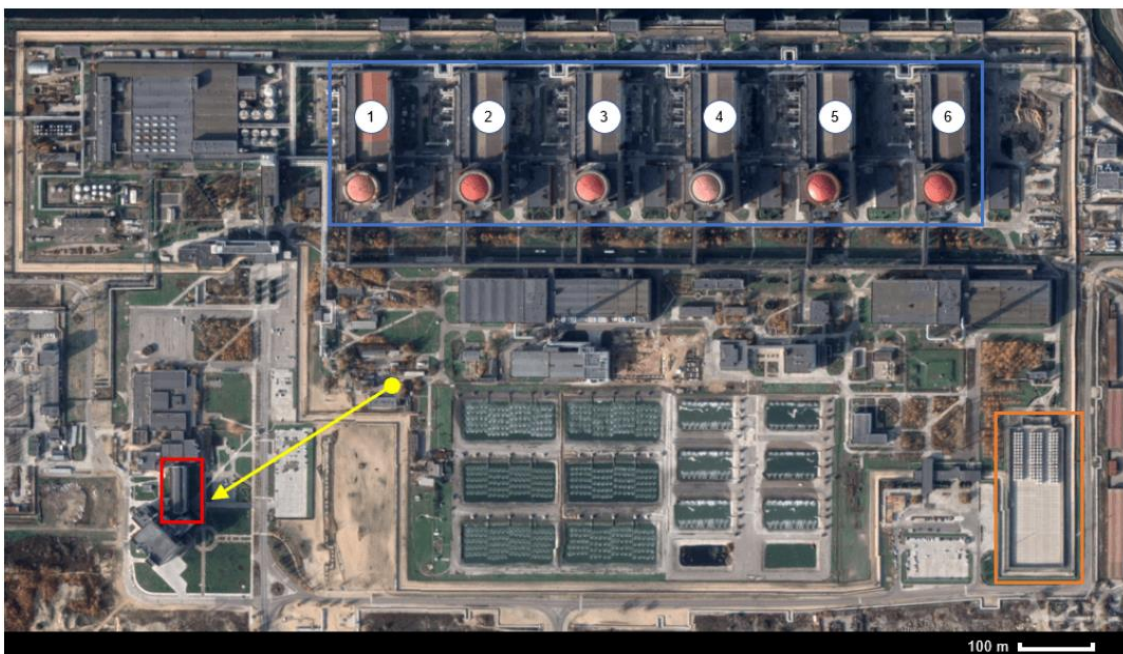
第2 原子力施設に対する武力攻撃が現実化したこと

- 1 ロシアは、令和4年2月24日、ウクライナに対して軍事侵攻を開始した。
ロシアは、ウクライナの空港施設、港湾施設、軍事施設のみならず、住宅、学校、病院、スーパーなどにも攻撃を行い、多数の市民を殺害している。
- 2 そして、ロシアは、ウクライナへの軍事侵攻の中で、同年2月24日にチョルノービリ（チェルノブイリ）原子力発電所、同年3月4日ザポリージャ原子力発電所、同年3月6日ハルキウの国立物理技術研究所内の原子力研究施設に対し、軍事攻撃を行い、これらの施設をロシアが一時占領・掌握した（甲全第675号証）。
- 3 驚くべきことにザポリージャ原発の敷地内にある訓練棟に発射体が着弾し、火災が発生した。ザポリージャ原発には6基の原子炉が存在しており、発射体が命中した訓練棟は、1号機の原発から約300メートルしか離れていなかったのである。敷地内には原子炉以外にも使用済み燃料のプールも置かれている（甲全第676号証 次ページ写真参照）。

少し着弾点がずれていれば、原子炉や使用済み燃料プールに着弾していた可能性は十分に存在していたのである。



3月4日未明の戦闘後、ザポリージャ原子力発電所敷地内の訓練センターで火災(写真:AP通信によるエネルギーアトム)



ザポリージャ原子力発電所の6基(青い四角、番号)、3月4日に発射物に命中した訓練センターの位置(赤い四角)、前の画像のおおよその位置と方向(黄色の矢印)、使用済み燃料の乾式貯蔵施設の場所(オレンジの四角)。出典:グーグル、IAEA

- 4 また、チョルノービリ原子力発電所においては一時外部電源を喪失する事態まで発生した。外部電源の復旧がなければ、冷却機能が失われ、使用済核燃料が露出し、放射性物質が環境に飛散する福島第一原発事故以上の深刻な事態を招く危険性があった。
- 5 原子力施設に対する武力攻撃という恐れていた事態が、国連の常任理事国であるロシアのウクライナに対する軍事侵攻によって、現実化したのである。ウクライナへの軍事侵攻は国連憲章違反、国際法違反であり、原子力施設に対する武力攻撃がジュネーブ条約違反であることは明白である。

にもかかわらず、他国への軍事侵攻が行われ、原子力施設に対する武力攻撃が行われたという現実を私たちは直視しなければならない。

第3 国会における議論

1 原子力施設の武力攻撃を受けての議論

国会においては、日本の原発がウクライナと同様に他国による武力攻撃にさらされた場合について質疑がなされ、^{ふけたとよし}更田豊志原子力規制委員会委員長、^{つよし}山口 壯 環境大臣・国務大臣（原子力防災担当）、防衛省の大和太郎政府参考人が答弁を行っており、以下では答弁の内容を詳述する。

2 第208回国会参議院経済産業委員会（令和4年3月8日）

参議院経済産業委員会では、森ゆうこ議員（立憲民主党）が更田委員長に対し、質疑を行った（甲全第677号証）。

更田委員長は、現実となった原発への武力攻撃に対するリスクに関する森議員の質問に対し、核爆発のようなことが起きるわけではないとしながらも「環境に出したくないものをいっぱい貯蔵していますので、当然、その武力攻撃によってそれが環境に放出をされれば深刻な環境汚染等を引き起こす危険というものは存在する」ということを述べた。

そして、更田委員長は、冷却用の電源設備が攻撃をされて冷却ができず事故が拡大するリスクのみならず、「武力攻撃を考えると、より直接的な脅威とといいますか危険性は、放射性物質をため込んでいる物質そのものに対する武力攻撃によってそれが環境中に拡散してしまうこと。」、「例えば、炉心にはいわゆる一炉心分の燃料しかありませんけれども、使用済みの燃料を蓄えているプールですとか貯留施設は何炉心分もの燃料を抱えているわけです。さらに、炉心は、冷却は続けなければならないものの、鋼鉄製の、まあ言ってみれば頑丈なものの中に入っているわけですがけれども、使用済燃料の多くはプールの中につかっけていて、建物も堅牢なわけではありません。」と原発が武力攻撃におよそ耐えられず、武力攻撃は原発が蓄えている使用済核燃料に対する直接かつ深刻な事態をもたらすと述べているのである。

また更田委員長は、武力攻撃を受けた場合に「特定重大事故等対処施設は重大事故等対策であるとかテロ対策にとってなかなか有効な武器ではありませんけれども、一方で、武力攻撃に備えるように設計をされたものではありませんので、武力攻撃に対して特定重大事故等対処施設が持つ位置付けであるとか果たせる役割というのは極めて限られたものである」と述べ、特定重大事故等対処施設が武力攻撃には何らの備えとならないことも認めた。

3 第208回国会衆議院環境委員会（令和4年3月8日）

衆議院環境委員会では、^{ささがわひろよし}笹川博義議員（自由民主党）が山口大臣に対し、質疑を行った（甲全第678号証）。

笹川議員は、ロシアの原発に対する武力攻撃について触れ、「これから原子力発電所についても議論を深めていかなければならないわけでありまして。そこで大事なのがやはり原子力防災なんですよね、この観点なんですよ。」と述べ、原発を推進している自民党議員でさえも日本の原発についても他国による武力攻撃を想定した原子力防災対策が必須である考えを示した。

これに対し、山口大臣も「我々は、そこに原子力発電所がある限り、防災対策についても完璧を目指して、これからも万全を期していきたい」と述べ、原子力防災においても原子力発電所の武力攻撃を想定することを明示的に排除する答弁はしていないのである。

4 第208回国会衆議院経済産業委員会（令和4年3月9日）

衆議院経済産業委員会では、山崎誠議員（立憲民主党）が更田委員長に対し、質疑を行った（甲全第675号証）。

山崎議員が軍による武力攻撃や占拠という事態が日本の原発で起きることが想定されているのかを問うと、更田委員長は、「テロに対する対策は講じておりますけれども、二国間の紛争による武力攻撃のようなものは、審査等においても想定をしておりませんので、対策を要求をしておりません。」と他国からの武力攻撃に対して原発は何ら備えをしていないことを断言した。

続けて「武力攻撃によって占拠された場合というのは、コントロール全体を握られるわけですので、その後の事態というのはどのような事態も避けられるものではないというふうに認識をしています。」と答えた。

次に山崎議員が、ロシアがウクライナに対して百発以上のミサイル攻撃を行ったことを挙げて、同様の事態により原発にミサイルが着弾した場合の被害想定を質問すると、更田委員長は、審査において想定・検討していないと述べながらも「ミサイルの直撃を受けたときに、特にこういった武力攻撃のときに懸念しなきゃならないのは、事故以前に、元々蓄えられている放射性物質が攻撃自体によってまき散らされてしまうことですので、こういったことは現在の設備で避けられるものとは考えていません。」と武力攻撃に原発が耐えられないことを改めて明言した。

5 第208回国会参議院災害対策特別委員会（令和4年3月11日）

参議院災害対策特別委員会では、塩村あやか議員（立憲民主党）が山口大臣、大和太郎政府参考人に対し、質疑を行った（甲全第679号証）。

ここでも更田委員長は、下村議員の質問に対し、原発の審査等の中で武力攻撃は想定しておらず、要求もしていないと繰り返し述べた。

そして、塩村議員がミサイル技術の急速な進展により迎撃が困難である点を質問すると、大和政府参考人は、「御指摘の答弁は、最近出現しております、出現しつつあります極超音速滑空兵器、マッハ五以上の速度で飛翔する兵器ですけれども、こういった新しいミサイル技術を使ったものについて、迎撃が困難となってきたことは事実であると申し述べたものであります。」と自衛隊の迎撃能力では迎撃できないことを一般的に認めた。

更に、ミサイルが原発に着弾した際にどうなるかという質問に対して更田委員長は、「原子力施設には環境に飛び散ってしまっただけでは困る放射性物質が貯蔵されていますので、その閉じ込めが失われれば、またミサイルそのものが持つその破壊力によって飛び散らすようなことがあれば、環境に大きな影響が出るということは避けられないというふうに考えております。」と述べ、その対策については「強力なミサイルが着弾するというようなことを前提に考えますと、原子力施設が運転しているか停止しているかというのはほとんど差がありません。そこに放射性物質がある限り、強力なミサイルが着弾をしたならば被害を呼びます。したがって、対策は、放射性物質の全てを地中深くに埋めるといったような対策以外は、強力なミサイルの着弾を前提とした対策としてなかなか考えることは難しいです。ですから、すぐに取りれる対策というのは、強力なミサイルの着弾を前提とする限りにおいては事実上ないというふうに考えております。」と述べ、原発がミサイル攻撃には何ら有効な対策を取れる手段を持ちえないことを委員長が認めたのである。

第4 政府は原子力施設に対する武力攻撃を長年想定していること

- 1 我が国では、初めて原発に対する武力攻撃が検討されるようになったのは、今回のロシアのウクライナ侵攻によってではない。

平成27年12月17日付準備書面15でも詳述したように、昭和56年にイスラエル空軍がイラクの研究用原子炉施設を爆撃する事態が起きたことを契機とし、外務省において委託研究を行い、昭和59年には「原子炉施設に対する攻撃の影響に関する一考察」（甲全第203号証）という研究報告書が出され、政府は原発に対する武力攻撃を今から38年以上前には把握・想定をしていたのである。

そして、3つの攻撃のシナリオが想定され、①送電線・補助電源設備に攻撃を行って原発を停止させ冷却機能を奪う方法、②格納容器に対する爆撃、砲撃、ミサイル攻撃を行う方法、③多数の誘導型ミサイルを用いて原子炉を直接破壊する方法が考えられていた。

いずれのシナリオによっても炉心内やプールに貯蔵されている放射性核燃料から放射性物質が環境に飛散することは避けられない事態に陥る。

このように昭和59年の時点で、政府は原発に対する武力攻撃について危険性を認識しているにもかかわらず、「仮りにかかる論文が公になった場合の各方面（例えば、反原発運動等）への諸々の影響を考えれば、書かれなかったこと自体当然であったかもしれない。」と外務省国際連合局軍縮課長のことわりがき（甲全第203号証1頁）にあるように、原発が動かせなくなることから、この数十年間にわたって規制当局は目をつむってきたにすぎないのである。

- 2 国会における原発に対するミサイル攻撃が議論されたのも今回が初めてではない。

平成27年7月29日に開催された第189回国会参議院平和安保法制特別委員会において、当時の山本太郎参議院議員が弾道ミサイルにより原発が攻撃を受けた場合について質疑を行った際、当時の田中原子力規制委員会委員長は、弾道ミサイルが直撃した場合の対策は求めていると明言していた（甲全第210号証）。

このように政府は、原発に対する武力攻撃について具体的に検討し、想定をしているにもかかわらず、原発の審査において武力攻撃を念頭に置いた基準を何ら設けることはしてこなかったのである。

第5 原発がミサイル攻撃を受けた場合の被害予測

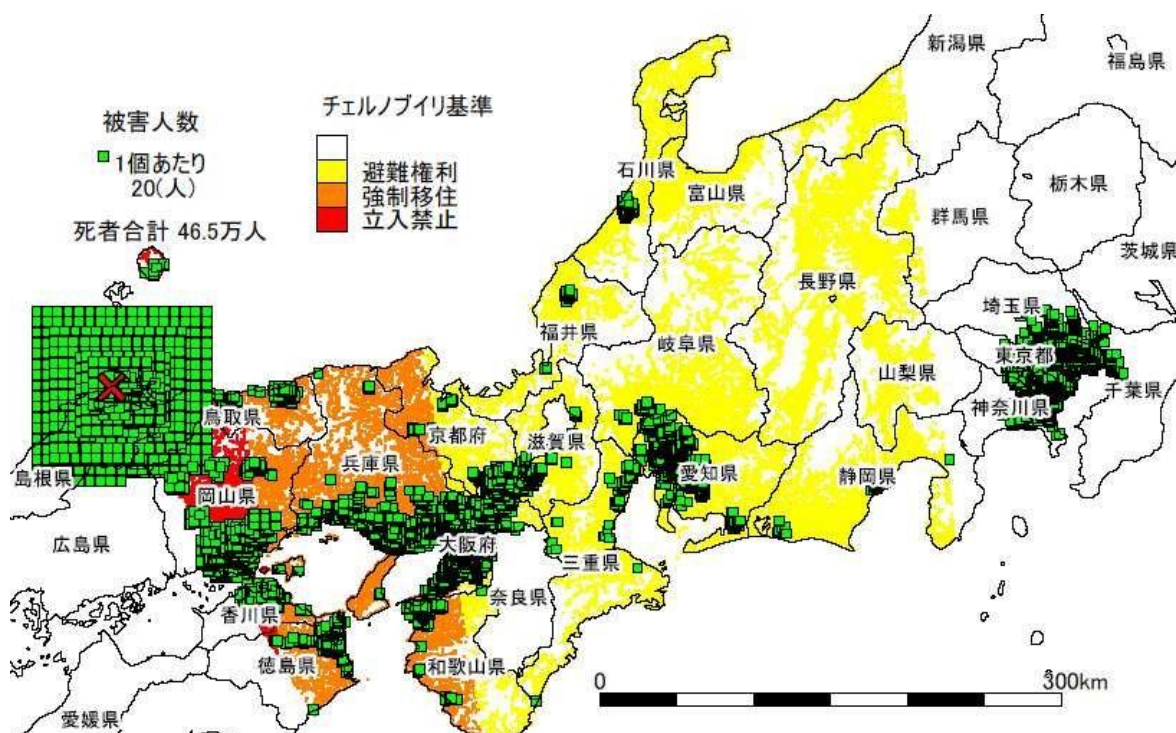
1 ウクライナ原発危機と日本の原発リスク

環境経済研究所の上岡直見氏は、ウクライナの原発の攻撃を受けて、日本の原発や施設が攻撃を受けて燃料プールが崩壊した場合の3ケース（島根原発、柏崎刈羽原発、東海再処理施設）の被害シミュレーション（2022年3月10日付「ウクライナ原発危機と日本の原発リスク評価解説」）を発表した（甲全第680号証、以下「上岡報告」という。）。

チェルノブイリ原発事故後採択された「チェルノブイリ基準」に基づき、年間の予想被ばく量が20mSv以上は「立入禁止」、5mSv以上は「強制移住（希望者は残留可）」、1mSv以上は「移住の権利が発生する」と整理された。

図中の立入禁止が赤、強制移住が橙、避難の権利が黄に分けられ、緑マークは死者数の数を示すものである。

2 島根原発プール崩壊ケース



島根原発プール崩壊ケースでは、死者数が46万5000人と想定されており、想像を絶する甚大な被害である。原発に近い島根県、鳥取県、岡山県や人口の多い兵庫県、大阪府で多数の死者が発生する。死者は首都圏にも及ぶ。

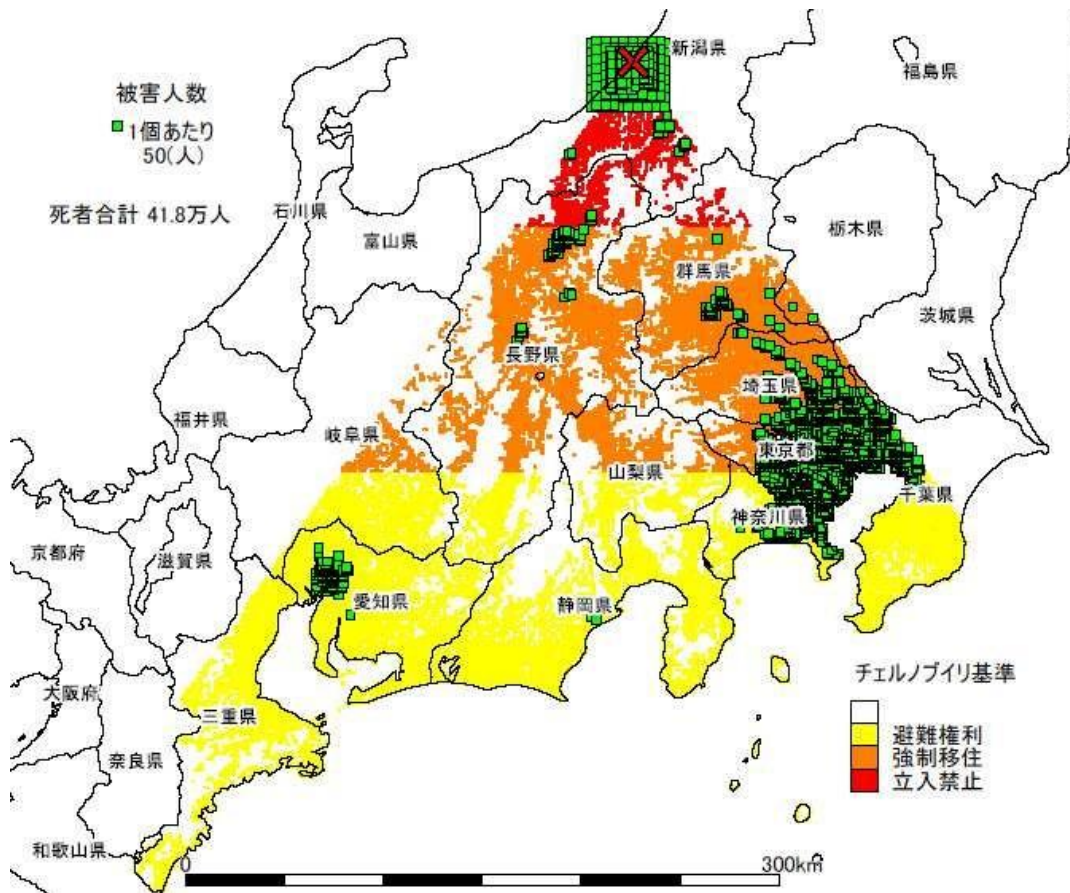
岡山県のほぼ全域、鳥取県、香川県の一部が立入禁止の区域となる。

兵庫県のほぼ全域、鳥取県、岡山県、徳島県、大阪府、京都府、和歌山県の一部が強制移住の区域となる。

大阪府、京都府、和歌山県、滋賀県、三重県、福井県、岐阜県、愛知県、石川県、富山県、長野県、静岡県、山梨県はほぼ全域が避難する権利のある区域となる。

中国地方、関西地方、中部地方に住む数千万人以上の人が住むところを失うこととなる。関西の水瓶である琵琶湖の水も汚染されることとなる。

3 柏崎刈羽原発プール崩壊ケース



柏崎刈羽原発プール崩壊ケースでは、死者数が41万8000人と想定されており、想像を絶する甚大な被害である。人口の密集する東京、埼玉、神奈川に死者が集中している。

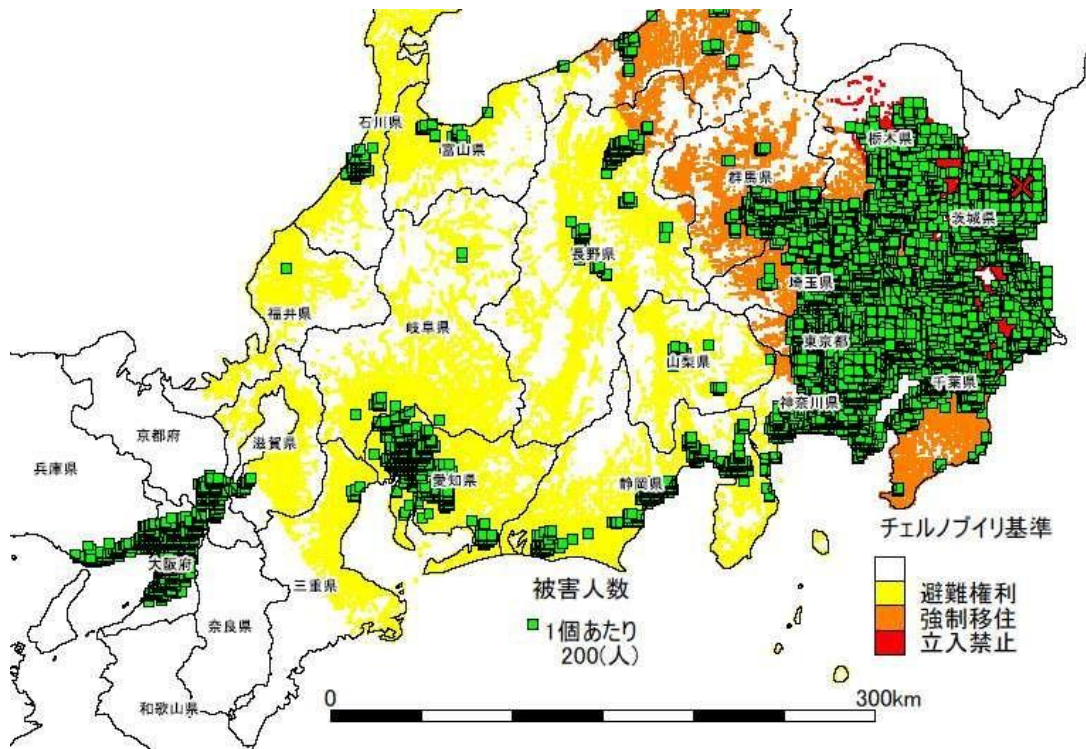
新潟県、長野県、群馬県の一部が立入禁止の区域となる。

東京都、埼玉県、群馬県のほぼ全域、長野県、山梨県、岐阜県の一部が強制移住の区域となる。

三重県、愛知県、静岡県、神奈川県、千葉県はほぼ全域、岐阜県、長野県、山梨県、千葉県の一部が避難する権利のある区域となる。

中部地方、関東地方に住む数千万人以上の人が住むところを失うこととなる。

4 東海廃液処理崩壊ケース



日本原子力研究開発機構の東海再処理施設（茨城県）は、使用済み核燃料の再処理の過程で生じた高レベル放射性廃液約358立方メートル（35万8000ℓ 200ℓの浴槽に換算して1790杯分）を保管している（甲全第681号証）。

東海廃液処理崩壊ケースでは、死者数を示す四角の緑が一つあたり200人であり、首都圏に想像を絶する数の死者が発生している。関西でも多数の死者が発生する。

東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、神奈川県、群馬県、栃木県、新潟県のほぼ全域が立入禁止又は強制移住という人が住むことができない区域となる。

山梨県、長野県、静岡県、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、福井県、滋賀県はほぼ全域、三重県の一部が避難する権利のある区域となる。

中部地方、関東地方に住む数千万人以上のみならず滋賀県で生活する人も住む場所を失うこととなる。

まさに日本の崩壊が現実的な危機として存在しているといっても過言ではない。関西の水瓶である琵琶湖の水も汚染されることとなる。私たちは、汚染された水であることを承知の上で、今生きるために汚染された水を飲まなければならない時が訪れる現実的かつ具体的な危険性がある。

5 1 5 基が集中して立地する原発銀座で起きた場合

上岡報告の3つのシミュレーションは、大げさなものではなく、上岡報告にあるように福島第一原発事故が炉内に保有されていた核分裂生成物のうちたった1～2%（セシウム類にして）が放出されただけで、今も帰還困難区域が存在している状況にある。

更田委員長も国会で述べるとおり、原子炉数基分の使用済核燃料がそのまま保管されている燃料プールが崩壊すれば、福島第一原発事故以上の規模の重大な結果が生じることは容易に想像ができるものである。

このような事態が大飯、高浜、美浜原発のある原発銀座で起きた場合、同様に数十万人規模の死者が生じ、関西地方、中部地方、関東地方はほとんど人が住めない地域になることは容易に想像できるであろう。人が住めない地域に存在し続ける原発を誰がどうやって安全に管理しつづけるのだろうか。

更には、ウクライナのように同時に複数の地域の原発が同様に攻撃された場合には、我が国は想像し難いほどの過酷な状態に陥ることは誰の目からも明らかである。

第6 武力攻撃を想定していない新規制基準は不合理であること

1 想定される攻撃

原発に対する攻撃は弾道ミサイルだけではない。大飯、高浜、美浜原発はそれぞれ日本海に面して立地しているため、日本海側から艦船や潜水艦によ

る巡行ミサイルや艦砲射撃による攻撃は容易である。攻撃機、爆撃機による誘導型爆弾やミサイルによる攻撃なども想定できる。

最近ではマッハ五以上の極超音速ミサイルも開発・量産が進められ、迎撃は困難であると見られている。ロシアは、ウクライナ侵攻で実際に極超音速ミサイルであるキンジャールを使用したと発表している。

ミサイル攻撃以外にも原発施設は非常に脆弱であることから、NATO がウクライナに軍事支援としても供与している携帯型ミサイル、ロケット砲などを用いれば、原発は容易に非常事態に陥る。

近年ではドローン技術も急速に発達しており、ドローン（無人攻撃機）を利用した武力攻撃も想定しうるところである。

ジュネーブ条約追加議定書（議定書 I）第 5 6 条は、原発への武力攻撃を禁止し、ロシアは 1 9 8 9 年 9 月 2 9 日に批准していた。ロシアの行為は、ジュネーブ条約にも明らかに違反する行為である。

このような事態が現実化した現在において、ジュネーブ条約で禁止されていることは、原発に対する武力攻撃を想定せずに済む理由にはおよそならないことをロシアが示しているのである。

2 テロや武力攻撃は現実的な脅威として存在していること

ロシアの軍事侵攻に呼応するように北朝鮮は頻繁に弾道ミサイルの発射を繰り返している。最近では、本年 5 月 1 2 日にも 3 発の弾道ミサイルを日本海に向けて発射した。

ロシアは、日本を非友好国に指定し、ロシア海軍の多数の艦艇が北海道の宗谷海峡・津軽海峡を通過したり、北方領土においてミサイル演習を行ったりしている。ウクライナ侵攻を契機としてロシアと日本の関係も非常に緊張が高まっている状況であり、日本が実際に攻撃を受ける危険性はこれまで以上に高まっている状況にある。

その時の経過によって内外の情勢は激しく移り変わりを見せるものであり、それを確実に予測しうることはほぼ不可能である。誰がロシアのウクライナに対する軍事侵攻を具体的に予測し得ただろうか。この21世紀に再び領土拡大を目的とした戦争が行われることを想像しただろうか。

このような状況が起きてから、原発に対する武力攻撃にどう対処するかなどを考えて対応をしようとしても、更田委員長が述べているとおり、取りうる手段は皆無に等しいのである。

使用済み核燃料の冷却や原発の廃炉を完了させるには極めて長期間を要するものである。

そうであるからこそ、原発に対する規制基準は、その時々的情勢に左右されることなく、起こりうるあらゆる最悪の状況を想定しておかなければならないのである。

今すぐに起こることはないから備えなくても良いというのではなく、将来にどうなるか分からないからこそ、その最悪が訪れるかもしれないということを前提とした規制基準であることが要求されているのである。

3 武力攻撃を想定しない新規制基準は不合理であること

原発が有する攻撃リスクはテロだけでない。他国の軍による攻撃も当然に考慮すべき問題である。テロによる攻撃を受けた場合と正規軍による武力攻撃を受けた場合とで生じる被害の内容は異なることはない。むしろ、武力攻撃を受けた場合の方が甚大な被害が生じうる可能性が高いことは想像しうる場所である。

にもかかわらず、事業者にテロ対策は求める一方で武力攻撃について何ら対策を求めない、武力攻撃について規制基準に定めないことに合理的理由を見出すことはできない。航空機の衝突やテロによる攻撃などは、9.11のテロなどを念頭に新規制基準に導入された。そうであるならば、原発に対する

イスラエルの爆撃やロシアの武力攻撃などが現実に行われている以上、新規規制基準が作られた経緯に鑑みるならば、二国間の武力攻撃についても当然に規制基準に含めなければならないはずである。

新規規制基準は、事業者が簡単にできる対策のみを基準に組み込み、事業者ができない対策は基準に組み込まないという原発の稼働をさせる前提の基準でしかないことが明らかとなっている。

したがって、二国間の武力攻撃を審査の対象としない新規規制基準は不合理である。

第7 結語

1 原発は自国民に向けられた核兵器である

ロシアのウクライナ侵攻を契機として、政治部門では抑止力の強化のため核シェアリングを提唱する声が出ている。しかし、核共有は、核兵器の移転を禁止する核兵器不拡散条約（NPT）に違反するものであり、日本が堅持する非核三原則からしても認められる余地は全くない。岸田首相も令和4年3月7日の参議院予算委員会で、非核三原則と相容れず認められないとの見解を示している。

また、唯一の戦争被爆国である日本が核兵器を持つことは、広島・長崎の惨禍を無視するものであるし、核兵器による威嚇が国際平和に有効であるという誤った考えを広げ、核兵器の拡散を日本が助長・促進することに繋がる。

むしろ、上岡報告が指摘するように我が国では、ある意味核兵器の「逆シェアリング」が行われている。国内で原発や原子力施設を保有・運営していること自体が、対立国家の核兵器をわざわざ国内に誘致しているのと同じである。これまで述べた想定される攻撃によっていとも簡単に我が国は破滅的な規模の被害を受けることとなる。

まさに原発は、自国民に向けられた核兵器といっても何ら過言ではない。

2 万が一という事態が現実化している

このような批判は絵空事を述べているのではない。塩村あやか議員が「そんなことはあり得ないと、そう冷笑されていたことが、原発に関しては次々と起こっています。」（甲全第679号証）と指摘するとおり、福島第一原発事故によって原発の安全神話は根底から覆された。そして、ロシアによる原発への武力攻撃によって、原発が攻撃を受けることはないという神話は覆され、攻撃を受ける事態が現実には起きているのである。

原発の安全神話の構築には、原発の危険性を真正面から真剣に検討せず、原発を止めなかった司法も寄与した側面があることは決して否定できない。

私たちは、福島第一原発事故で起きたことから学び、その過ちを再び起こしてはならないのであって、およそ起こりうるはずはないなどという考えとは固く決別しなければならないのである。

3 地球温暖化防止に原発は寄与しない

更には、気候危機が迫る中、原子力発電が地球温暖化防止、気候危機に有効であるとの声が出てきている。福島第一原発事故直後は、このような声はしばらく潜めていたところである。

しかし、原発がこの気候危機に寄与せず、むしろ気候危機に対する大きなリスクであることを強く指摘しておきたい。

世界は原発や火力発電から省エネルギーと自然エネルギーの拡大に大きく舵を切り、世界の投資マネーも流れ込んでいる状況にある。今や気候危機に有効な手段を講じない企業は、世界から投資の対象とは見られない。

一方で我が国は、国内において火力発電所の増設・原子力発電の再稼働を進め、海外においては火力発電の輸出を進めている。このような状況では、

本来省エネルギーと自然エネルギーの拡大に投じるべき資金を減少させ、省エネルギーと自然エネルギーの拡大を遅らせる原因となる。

また、原発は点検の不備、稼働中のトラブル、定期検査など様々な事情から頻繁に稼働が停止し、稼働率は極めて低い。その間の発電の代替手段として結局、火力発電に頼らざるを得ず、原発がある限り火力発電もなくせないという依存関係にある。これでは全くCO₂は減らないし、気候危機回避には間に合わない。

原発は確かに火力発電と異なり自然エネルギーと同様に「発電時に」CO₂は排出しないが、ウランの採掘から輸送、原発の建設から廃炉、そして使用済み核燃料の何万年もの保管の間にCO₂を出し続けるのである。

何よりも福島第一原発事故によって広範囲かつ長期間にわたって環境を汚染し、わずか数十年の間に生み出した高レベル放射性廃棄物の管理・廃棄を何十世代、何百世代もの先の世代に一方向的に押し付ける原発は持続可能ではない。現在の世代である我々が将来世代の環境を収奪しているに過ぎない。

ロシアのウクライナ侵攻を受けて自然エネルギー財団は、自然エネルギーと省エネルギーによるエネルギー自立策の提言を出した(甲全第682号証)。

人類の存続に関わる気候危機を克服するためにも省エネルギーと自然エネルギーの拡大しか道はなく、原発はこの点からも稼働させてはならないものである。

以 上